



## 随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 国道 2 号大樋橋西高架橋工事
2. 履 行 場 所 岡山県岡山市南区古新田から大福地内
3. 随意契約の相手方 名 称 国道 2 号大樋橋西高架橋工事  
日本ファブテック・鴻池組特定建設工事共同企業体  
代 表 日本ファブテック株式会社  
住 所 東京都中央区京橋二丁目 17 番 4 号  
電 話 0 3 - 3 5 6 2 - 7 8 6 1
4. 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び  
予算決算及び会計令 1 0 2 条の 4 第 3 号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 当該工事の目的  
本工事は、一般国道 2 号、一般国道 1 8 0 号で発生している交通渋滞の緩和のため、国道 2 号大樋橋西交差点における交差点立体工事を行うものである。
  - 2) 当該工事の内容  
工事延長 L=670m 鋼橋上部L=149.3m、橋梁下部N=4基、  
道路改良1式、舗装1式
  - 3) 随意契約に付する理由  
本工事は、交通量の多い交差点を立体化する工事であり、工事中の渋滞発生  
の抑制等、交通規制による社会的影響を最小限にした施工が必要な工事である。  
このため、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式「技術  
提案・交渉方式」を適用し、最も有効な技術提案を行った「国道 2 号大樋  
橋西高架橋工事日本ファブテック・鴻池組特定建設工事共同企業体」を優先  
交渉権者とし、当該技術提案を反映した設計を実施した。  
本工事は、この設計に基づく工事を行うものであり、技術提案者である「国  
道 2 号大樋橋西高架橋工事日本ファブテック・鴻池組特定建設工事共同企業  
体」が工事の実施が可能な唯一の者である。  
よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令 1 0 2 条の 4  
第三号により、国道 2 号大樋橋西高架橋工事日本ファブテック・鴻池組特定  
建設工事共同企業体と随意契約を締結するものである。